

關 西 大 學

# 法 學 論 集

第 五 卷 第 二 號

昭 和 三 十 年 九 月

## 論 說

アルトジウスの主權論とその批判……………岩 崎 卯 一 ( 1 )

憲法改正の法理……………中 谷 敬 壽 ( 16 )

神判と法の發見……………石 尾 芳 久 ( 39 )

## 判 例 研 究

精神衛生法第三三條をめぐつて……………堀 堅 士 ( 78 )

犯人藏匿罪の故意……………植 田 重 正 ( 86 )

---

昭和三十年度法學會總會並に講演會記事

關 西 大 學 法 學 會

關西大學法學會規則

第一條 本會は關西大學法學會と稱する。

第二條 本會は法學の研究を促進し、且つ研究の成果の發表を目的とする。

第三條 本會は左の事業を行う。

一、機關誌「關西大學法學論集」の發行

二、その他本會の目的を達するため必要と認めたる事項  
本會の事務所は關西大學法學部内に置く。

第四條 本會は左の者を以て會員とする。

一、法學部の教授、助教授、專任講師、助手及び副手

二、法學部學生及び大學院法學研究科學生

三、法學部または大學院法學研究科の卒業者であつて

入會した者

四、その他評議員會で推薦した者

第六條 本會に左の役員をおく。

一、會長 法學部長を以てあてる。

二、評議員 教授、助教授及び專任講師を以てあてる。

三、編集・庶務・會計委員 會員中より評議員會にて  
委嘱する。その任期は一年とする。但し重任を妨  
げない。

第七條 會員は會費年額五百圓を納めることを要する。  
但し學生會員は四百圓とする。

會員は機關誌「關西大學法學論集」の配布を受ける。

第八條 この規則の改正は評議員會の決議による。

第九條

第四卷四號

〔論 說〕

「出廷奉仕員は裁判官」

天津罪國津罪論考

フランス法に於ける自救行爲

〔判例研究〕

特許抗告審判に於て申出た唯一の  
證據方法を拒否することの適否

河川の砂利と窃盜罪の客體

住宅用家屋の賃借權と當然相續性の否認

池田 榮

石尾 芳久

明石 三郎

内田 修

中 義勝

福島 四郎

第五卷一號

〔論 說〕

憲法制定權力と憲法改正權限

戰爭概念論とその吟味

——主として戰爭の開始の面から——  
二重反致と最近の判例(その一)

〔判例研究〕

縣議會の議決の取消・再議を求  
める訴の適否

自殺教唆罪と殺人罪

株主總會の決議とその效力

渡邊 宗太郎

川上 敬逸

本浪 章市

中谷 敬壽

中 義勝

岩本 慧

關西大學法學會役員（五十音順）

會長  
評議員

編集委員  
庶務委員  
會計委員

福島四郎	明石三郎	池田定太郎	石尾芳久	岩崎卯重	植田重正	川上健修	木村敬逸	堀田敬二	和村豊士	木村敬逸	中谷勝壽	中谷勝壽	櫻田健助	中上義勝	櫻田久譽	石尾芳久	堀田堅士	原英次	上林良一	池田定太郎	岩垣定太郎	本浪章市
------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	-------	-------	------

會告

- 一、本誌の編集に關する通信及び照會、寄贈雜誌等は凡て本會宛に御發送下さい
- 一、本誌の御註文は凡て代金郵稅共前金にて御送り下さい
- 一、尙御送付先は「振替口座大阪六六八八二番 關西大學法學會」宛に願います

關西大學法學會

昭和三十年九月三十日印刷

關西大學 法學論集 第五卷

頒價 壹百五十圓（送料十六圓）

編集  
發行  
人兼

大阪府吹田市千里山 關西大學内  
關西大學法學會  
振替大阪六六八八二番

印刷所

京都市南區唐橋門脇町二八  
河北印刷株式會社

發行所

大阪府吹田市千里山關西大學内  
關西大學人文科學研究所

發賣所

京都市上京區河原町通今出川上ル  
株式會社三和書房  
振替京都二〇八九三番

# THE HOGAKU RONSHU

## THE LAW REVIEW OF KANSAI UNIVERSITY

SEPTEMBER, 1955

---

VOLUME V

NUMBER 2

---

### *Contents*

Articles :

A Criticism on Althusius's Theory of  
Sovereignty..... *U. Iwasaki* ( 1 )

Revision of the Constitution ..... *Y. Nakatani* ( 16 )

Judgment of God and Finding of Law ..... *Y. Ishio* ( 39 )

Judicial Cases :

Mental Health Act, Article XXXIII..... *K. Hori* ( 78 )

Intention of Harboring Criminals..... *S. Ueda* ( 86 )

---

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY  
OSAKA, JAPAN